

姫路市出生前小児保健指導事業実施要領

1 目的

育児不安が高い妊婦等を対象に、地域の小児科医による子育てに関する相談及び指導を行うことにより、育児不安の軽減を図るもの

2 対象者

姫路市内に住所を有し、出産前より育児不安が高い等の状況があり、小児科医への相談を必要とする妊婦等（以下、対象者）

3 実施者

姫路市地域保健包括業務委託契約により委託した医療機関（産科、小児科）

4 業務内容

産科医療機関：小児科宛て「出生前小児保健指導紹介状」（以下、紹介状）の交付
小児科医療機関：相談や指導の実施、産科への「出生前小児保健指導結果報告書」（以下、報告書）の送付

5 実施方法

- (1) 市は、妊娠の届出のあった妊婦等に「出生前小児保健指導受診票」（以下、受診票）を交付する
- (2) 産科医は、相談を希望する対象者から受診票の提示があった場合には、その受診票を回収し、既往歴、家族歴、妊娠の経過等を記入した紹介状を交付する
- (3) 小児科医は、紹介状を持参した対象者に対し、相談及び指導を行う
※産婦人科からの紹介状がなく相談に来られた場合には、受診票を回収し、相談者が診察を受けている産科医と十分な連携を図り、指導を実施する
- (4) 小児科医は、相談及び指導の内容を報告書に記載し、紹介状を交付した産科医に報告する
※産婦人科からの紹介状がなく相談に来られた場合にも報告書を作成し、かかりつけの産科医に報告する
- (5) 実施した産科、小児科医療機関は、実施分の紹介状、報告書、「出生前小児保健指導実施報告書兼請求書」（以下、請求書）について、各月分まとめて翌月 10 日までに姫路市保健所に提出する
- (6) 市は、紹介状、報告書、請求書の件数や内容を確認し、医療機関指定の口座へ委託料を振り込む

6 その他

1 回の妊娠につき、1 回の実施に限る

この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める

附則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する
- 2 産科医と小児科医の連携のモデル事業実施要領（平成13年7月12日制定）及び産科医と小児科医の連携のモデル事業連絡会開催要領（平成13年7月12日制定）は、廃止する

附則

この要領は、平成15年6月1日から施行する

附則

この要領は、令和5年10月2日から施行する